**緊 急 時 対 策 規 程**

（ 目 的 ）

第1条 この規程（以下、本規程という）は、災害等発生時等を想定した事業継続体制を整備することにより、顧客と従業員等の生命、身体及び財産の保護、業務の継続性及び安全性の確保を図ることを目的とする。

（ 定義 ）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　災害発生時等

「自然災害（地震、風水害、火災、流行性疾患等）、事故（爆発、火災、建物倒壊、法人の営業活動、公益活動に起因する重大な事故等）、テロ（脅迫、威嚇、破壊行為等）等の発生時及び発生するおそれがある場合をいう。

(2)　従業員等

当社の役員、従業員、契約社員、嘱託社員、及びその他当社の業務に従事するすべての者をいう。

（ 責務 ）

第3条 災害発生時等が発生した場合、会社は、すべての顧客と従業員の生命、身体及び財産を守り、可能な限り業務を継続し、または可能な限り早期に事業活動を再開することにより、従業員の雇用を維持し、地域社会の復興に貢献するよう努めなければならない。

2 すべての従業員は、災害発生時等が発生した場合において、本規程に従って適切な行動をとり、前項の会社の責任を担う一員であることを自覚しなければならない。

（ 平常時の対応 ）

第4条 会社は、平常時より災害発生時における避難場所及び避難経路を確保しておかなければならない。

2 会社は、平常時より緊急連絡ルートを明確にし、従業員等に周知徹底しなければならない。

（ 緊急時対策組織の設置 ）

第5条 以下の事態が発生した場合、会社は、直ちに緊急時対策組織を設置しなければならない。

（1） 災害等により、顧客及び従業員等の経営資源に重大な損害が生じた場合

（2） 前号の事態が生じるおそれがある場合

（ 緊急時対策組織の業務 ）

第6条 緊急時対策組織の主な業務は以下の通りとする。

（1） 生命、身体及び財産の保護、業務の継続性及び安全性の確保

（2） 情報の収集・連絡

（3） 対応策の検討・実施

（4） 関係者への適切な情報提供

（5） 避難場所、避難ルート、避難方法の指示

（6） 社内設備の安全確認

（7） 報道機関への対応

（8） 再発防止策の検討・決定・実施

（ 緊急時対策組織の構成 ）

第7条 緊急時対策組織は、社長を本部長とする対策本部が総括し、その下に○○班、○○班、○○班から構成される総括班を置く。また、各班の人員は、対策本部が任命するものとする。

（ 緊急時対策組織の解散 ）

第8条 緊急時対策組織は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

（ 緊急連絡網 ）

第9条 会社は、緊急連絡網を調整し、次の目的に利用するものとする。

（1）緊急時対策組織の構成員の招集

（2）従業員等の安否確認

（ 事業継続計画の策定 ）

第10条 会社は、緊急時における早急な事業の再開・継続を目指し、平常時より事業継続体制を整備し、「事業継続計画」を策定するものとする。

（ 本規程の見直し ）

第11条 会社は、本規程について、緊急時対策組織の構成員、従業員等の意見及び提案、災害等に関する最新情報に基づき継続的に検討し、随時改定を行わなければならない。

この規程は、令和○年○月○日から施行する。